

高齢者世帯の粗大ごみを 戸別収集します

収集日に粗大ごみを運び出すことが困難であり、おおよね65歳以上の高齢者だけで構成される世帯を対象に、粗大ごみの戸別収集を行います。

■収集するもの

たんす、机、いす、布団、食器棚、自転車、ストーブ、こたつ、掃除機など

■収集できないもの

引越しなどでの多量ごみ、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、天日温水器、エアコン、パソコン、消火器、バイク、農機具など

■収集時期

8月下旬予定
※粗大ごみ処理券を必ずはり付けて出してください。

■申込期間

7月1日(休)～16日(金)

■申込方法

電話または直接担当窓口へお申し込みください。申込者には、事前に収集日・収集業者などをお知らせします。

■申込先

お住まいの地域で申込先が異なりますので、ご注意ください。

○西条地域の方

市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○東予地域の方

東予総合支所市民福祉課
生活環境係

○丹原地域の方

丹原総合支所市民福祉課
市民福祉係

○小松地域の方

小松総合支所市民福祉課
市民福祉係

消防水利の近くは駐車禁止

消防水利は消火活動に欠かすことのできない重要な設備であり、道路脇や歩道などに設置されています。

消防水利の位置を明確にするため、標識は赤色で掲げ、蓋は黄色で塗装しています。

消防水利から5m以内は、

道路交通法で駐車が禁止されており、違法な駐車は一刻を争う消火活動の妨げになります。消防水利に駐車をしないよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



7月の市税ごよみ

20日 市県民税第1期分の督促の発送

8月2日 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

倒産・解雇等で離職した方へ 国民健康保険税を軽減します

倒産・解雇などで離職した方(特定受給資格者)や、雇い止めなどで離職した方(特定理由離職者)は、申請することで国民健康保険税が軽減されます。

■対象条件

次のすべてに該当する方
○平成21年3月31日以降に離職した方

○雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

※高年齢受給資格者および特別受給資格者は、対象となりません。

■軽減内容

対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税額を算定します。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までが軽減期間です。ただし、平成22年4月以降の国民健康保険税が対象となります。

■申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って、担当窓口で申請をしてください。

■申請先

○市庁舎本館市民税課
国保税係

TEL0897-52-1274

○各総合支所

税務課税務係(東予)

総務課税務係(丹原・小松)

国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受け取ることができなくなり、経済的な理由などで保険料を納めることが難しい方には、保険料を免除または猶予する制度があります。

7月から平成22年度の保険料の免除・猶予制度の申請を

受け付けますので、申請先で手続きをしてください。

■免除・猶予制度の種類

①全額免除制度
保険料納付が全額免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

②一部納付(一部免除)制度
保険料納付が一部免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

③若年者納付猶予制度

30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

④学生納付特例制度

学生の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人の所得が一定の額以下であることが必要です。

■申請先

○新居浜年金事務所

TEL0897-35-1362

○市庁舎本館市民生活課

年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)